

広島市歯科医師会だより

社団法人広島市歯科医師会

第 68 号

(H24.12.10)

今月のトピックス

| | |
|---|--------|
| 医師・歯科医師・薬剤師の皆様へ届出のお願い | 1 ページ |
| 巻頭言 東区支部 岡松友和 | 2 ページ |
| 行事報告 | |
| 「8020」いい歯表彰式ならびにグランドビューティフル歯ツシヨン賞認定証授与式 | 3 ページ |
| 第 62 回全国学校歯科医協議会 | 4 ページ |
| 第 45 回十三大市歯科医師会役員連絡協議会 | 5 ページ |
| 広島東洋カープ健診 | 6 ページ |
| 松井一實広島市長に要望書を提出しました | 6 ページ |
| 第 7 回学校歯科保健のあり方検討委員会 | 8 ページ |
| 執行部より | |
| 会員証を作製しますので写真を提出してください | 8 ページ |
| 支部便り | |
| 西区支部 | 9 ページ |
| 各部からの報告 | |
| 学術部 | 9 ページ |
| 保険・医療対策部 | 10 ページ |
| 情報調査部 | 10 ページ |
| 広報部 | 18 ページ |
| 会員ひろば | |
| あげます・売りますコーナー | 19 ページ |
| 新人紹介 カ田悦子 西彰子 | 20 ページ |
| 広報部、「第22回日本歯科医学会総会」出席顛末記 | 21 ページ |
| 11 月定例理事会報告 | 23 ページ |

医師・歯科医師・薬剤師の皆様へ届出のお願い

*厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp121115-01.html>

(広島市内は 12 月中旬以降に書類が送られてくる予定です。)

我が国に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、原則として住所地の保健所まで提出してください。複数の従事先がある場合には主な従事先について記入した届出票1枚を提出願います。12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようお願いいたします。

この届出を基に、「医師・歯科医師・薬剤師調査」が実施され、その集計結果は今後の厚生労働行政の大切な基礎資料となります。

また、医師、歯科医師の方は、届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>

【参考】薬剤師の方は、「薬剤師資格確認検索システム」で閲覧できます。

<http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>

医師・歯科医師・薬剤師
の皆様、届出のお願い！
本年は2年に1度の届出年です
平成24年12月31日現在の
状況をご報告下さい。
届出は、
平成25年1月15日までに
お近くの保健所へ
【お問い合わせ先】
厚生労働省

巻頭言

露堂々たる余生を想う

釈迦入滅後56億7千万年後に衆生救済のため現世に出現する弥勒菩薩(現在、兜率天で諸仏に説法中)。釈迦入滅から弥勒菩薩出現までの無仏の時代の今日。衆生救済のため地蔵菩薩は六道を巡り、その入口に立ち、苦しむ衆生を救済中とか。仏教伝来当初は、裕福な上層階級の人々が信仰。彼らにとっては来世救済・極楽往生こそが大きな願望。結果、西方十万億仏土の極楽世界の国王・阿弥陀如来信仰が広がりました。やがて仏教が下層階級にも広がり、来世救済願望以上に現世利益願望が大きくなりました。そのため、東方瑠璃光浄土の国王、現世利益の実力者たる薬師如来信仰や現在の苦しみ

岡松友和(監事)

からの救済を願い、観音菩薩信仰も大きく広がりました。このように時代の流れとともに、衆生の信仰も変化してきた……と、私個人は考えています。

さて、超競争社会の渦中のなか、絶対安心(あんじん)の境地で生かされ生きていくことがなかなか困難な昨今。況んや、我々歯科医師もその例外にはなれそうもない。せめて次善の策として、森鷗外の高瀬舟の罪人喜助のような『少欲足るを知る』を心がけ努力したい。

そして、鎌大師堂 元庵主 手束妙絹氏ご指摘の言葉『露堂々(堂々と露(あらわす))』のように『自分を偽ったり、隠し事をしたりせず、堂々と自分をさらして生きよと

いう教え』に重なるように、残り少ない私の歯科医師としての余生を森羅万象にいます神々に祈りをささげ、常に感謝の念を忘れず生きたいと想う。

裏を見せ 表を見せて 散るもみじ
良 寛



行 事 報 告

「8020」いい歯の表彰式ならびに グランドビューティフル歯セッション賞認定証授与式

日時: 11月8日午後1時30分～
場所: 広島市役所本庁舎2階講堂

いい歯の日の11月8日、松井市長臨席のもと、標記表彰式および認定証授与式が開催されました。

土江会長は挨拶の中で、中世の代表的俳人である、小林一茶、与謝蕪村、松尾芭蕉らの歯にちなんだ俳句を紹介され、彼らも歯について悩み等を抱えていたことを8020達成者らにわかりやすく解説されると、皆感嘆の声をあげていたのが印象

的でした。

続いて表彰に移り、「8020」いい歯の表彰においては、広島市歯科医師会管内では190名が表彰を受け、またグランドビューティフル歯セッション賞においては、広島市域で77名に認定証が授与されました。

8020達成者の方々は、皆大変お元気で、にこやかに表彰を受けられている姿を近くで拝見し、この事業の重要性を改めて認識させられました。



第 62 回全国学校歯科医協議会

11月8日(木)、午後4時30分より熊本市中心区の「KKRホテル熊本」の2階「五峰」において、標記協議会が開催されました。

宮坂圭太熊本県歯会副会長の開会の辞に始まり、挨拶では浦田健二熊本県歯会会長と中田郁平日本学校歯科医会会長により行われました。

その後、来賓の祝辞があり、文部科学大臣表彰受賞者の紹介が行われました。

そして、シンポジウムでは『学校へ行こう！ 学校、家庭とともに推進する健康教育と学校歯科医の在り方』という題目で、浦田熊本県歯会会長が座長を、シンポジストに、学校歯科医の立場で日本学校歯科医会から斎藤秀子常務理事、熊本県の教育現場から養護教諭の井上里美氏と桑田奈津子氏、そして教材研究の視点から大分大学教育福祉科学部の住田実教授を迎えて行われました。

まず、学校歯科医の視点から斎藤氏が、「学校歯科医健康診断から見える健康教育の実践と学校歯科医の役割」という主旨の講演をされ、続いて井上氏は「教育現場と学校歯科医との連携。そして、学校歯科医に期待すること。」そして、桑田氏は「心と体の健康をめざす学校での歯・口の健康づくり」という内容のものでした。

最後に、住田氏は「歯・口の健康づくりを通じた楽しい健康教育の発想と展開」という内容のもので、それぞれの講演内容は非常に密度の濃いものでした。特に最後の住田氏の講演内容は普段我々が一般の人向けの講演を行う際に、歯科に関して素人といえる教職員、児童生徒たちにいかに関心をもたせるかで、普段我々が思っていることとは別の視点で述べられており非常に興味深い内容でした。

八木義博熊本県歯会副会長の閉会の辞により、協議会が終了しました。

なお、当協議会には広島市歯会より波田佳範公衆衛生部委員が出務しました。



第 45 回十三大市歯科医師会役員連絡協議会

日時：11月17日(土)午後2時
場所：ANA クラウンプラザホテル広島
「オーキッド」

標記協議会に全国政令市札幌・仙台・さいたま・千葉・川崎・横浜・新潟・名古屋・神戸・岡山・北九州・福岡・熊本(オブザーバー参加)各市の歯科医師会役員113名が集い、広島市歯科医師会の主催で開催されました。メインテーマを「公に資する歯科医師会の歩むべき道」として今後の歯科医師会のあり方、方向性が協議されました。

専務理事会議に続き、午後2時30分から山本智之本会専務理事の開会の辞で協議会が始まりました。土江健也本会会長挨拶の後、松井一實広島市長、山科透日本歯会副会長・石井みどり参議院議員が来賓挨拶をされました。岡山市から「歯と口腔健康づくり条例」への取り組みが報告されたあと、未入会都市への対応、相互データ保管システムの構築について協議されました。

午後3時20分からの基調講演では、いち早く公益法人化を実現した東京都豊島区歯科医師会より高田靖前専務理事が「歯科医師会運営におけるパラダイムシフト」の題で講演されました。

午後4時30分からは分科会に分れて協議が行われました。

第一分科会(座長・熊谷宏本会副会長)では、「新公益法人制度への対応につい

て」をテーマに、事前アンケート結果を基に、移行申請の現状報告及び各都市が抱える問題点について協議した。公益社団法人を目指す川崎市・神戸市歯科医師会及び法人格を有さないさいたま市歯科医師会以外の歯科医師会が一般社団法人移行を目指す中、今後の政令指定都市歯科医師会のあるべき姿について、日本歯科医師会や都道府県歯科医師会との関係などから熱い議論が行われ、公益社団法人格取得の重要性について共通認識が得られた。

第2分科会(座長・荒谷恭史本会理事)では「新制度下における行政からの委託・補助事業のあり方について」をテーマに、妊婦歯科健康診査事業と節目年齢歯科健診事業については受診率向上に向けた取り組みについて、在宅訪問歯科健診事業については民間事業者の参入について、地域包括ケアシステムについては他職種との連携構築について、学校歯科保健についてはマウスガードを含めたスポーツ歯学の普及に向けた取り組みについて、実情を交えた協議が熱心に行われました。

続く全体会議では、各座長より分科会の報告がされました。

最後に、次年度開催予定の山地直樹北九州市歯科医師会会長が挨拶をされ、午後6時20分川原正照本会副会長の閉会の辞で終了しました。



広島東洋カープ歯科健診

日時：11月24日(土) 午前10時～

場所：ズームズームスタジアム広島
「トレーニングルーム」

今年も昨年に引き続き、広島東洋カープからの依頼を受け、医科の健診と併行して歯科健診を実施しました。医科の健診は、検診車で胸部レントゲン検査と聴力検査が行われ、スタジアム内会議室では身体測定、視力検査、心電図検査、血液検査、尿検査等が行われました。

歯科健診の対象者は、歯科健診を希望した選手57名で、口腔内検査と咬合力測定、アンケート調査を行いました。

アンケート調査の結果では、受診者全員が「歯と口の健康がスポーツパフォーマンスに関係する」ことを認識しており、約6割の選手が「マウスガードに関心がある」

と回答しました。

今後もスポーツ選手の歯科健診を積極的に行い、スポーツ歯学の普及・啓発にも繋げていきたいと考えています。

本会から、土江健也会長、山本智之専務理事、公衆衛生部理事・委員が出務しました。



松井一實広島市長に要望書を提出しました

11月26日(月)午後1時より広島市役所10階市長室において、松井一實広島市長に広島市平成25年度予算にかかる要望書を提出しました。

この要望書において、以下の2点について要望しました。

広島市域の4地区歯科医師会では、地域社会に対する奉仕を最優先課題とし、市行政や関係団体等と連携協働して、口腔衛生の保持増進の重要性に関する普及啓発活動等に積極的に取り組み、平成14年度に開始された市民の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」では、歯科保健医療の専門職能団体として、各種健診ならびにフッ素塗布、啓発指導のためのポスターやリーフレットの作製・配布、調査研究等を行うことにより、歯と口のみならず全身的な健康の維持向上に寄与し、市政推進の基本コンセプトである「世界に

誇れる『まち』の実現」の源泉となる市民の健康と社会福祉に貢献してきました。

こうした活動が実を結び、昨年度発表された「元気じゃけんひろしま21」最終評価によると、「歯と口の健康」は、全9領域の中で目標を達成した指標の割合が最も高く、目標を達成していないが改善傾向にある指標も加えると、すべての指標において改善が認められるという優れた成果がありました。さらに、現在策定中の「元気じゃけんひろしま21(第2次)」においても、引き続き残された課題、新たな問題を解決するため、市行政と歯科医師会ほか関係団体等が連携協働して種々の施策に取り組む必要があります。

そうした中、解決すべき中長期的な課題も数多くありますが、平成25年度予算を編成されるに当たり、特に早急な対応が求められている具体的事項として、次のと

おり要望します。

- 1 節目年齢歯科健診事業の受診者負担額のワンコイン(500円)化
- 2 学校歯科検診に用いる器具の滅菌の実施

この席には、広島市側から松井一寛広島市長、臺丸尚子保険部長、阪谷幸春保健医療課長、宮城昌治中区健康長寿課長、本会からは土江健也会長、山本智之専務理事、三戸敦史公衆衛生部理事、上田裕次公衆衛生部理事が出席しました。



松井市長に要望書を手渡す土江会長

節目年齢歯科健診事業の受診者負担額のワンコイン(500円)化

広島市歯科医療福祉対策協議会では、平成12年度より、広島市からの委託を受け、節目年齢歯科健診を実施している。この健診はむし菌のチェックはもちろんのこと、今や国民病とまで言われている歯周病の発見、予防に大きな効力を発揮するものである。歯周病は糖尿病など全身の病気と深く関連することが知られており、その予防は医療費の削減にも大きく貢献することは周知の事実である。

しかし、節目年齢歯科健診の受診率は、長年の地道で粘り強い広報活動にもかかわらず、10%に満たない。事業効果を高め、市民の健康を保持増進するためには、受診率向上が不可欠である。

一方、同じく広島市より委託を受けている妊婦歯科健康診査事業では、30%台の受診率を常に維持している。これは、妊婦歯科健康診査の受診者負担額が無料であることが大きく関連しているものと思われる。また、節目年齢歯科健診においても、受診者負担額が無料である70歳の受診率は他の年齢(30、40、50、60歳)に比べて明らかに高い。さらに、節目年齢歯科健診は、平成13年度の創設以降、受診率が経年的に上昇していたが、受診者負担額を引き上げた平成17年度のみ受診率が前年度より低下している。これらのことから、受診者負担額は受診率に大きく影響することがわかる。

この節目年齢歯科健診の受診者負担額について、全国12政令指定都市に対する我々の調査によると、広島市は、仙台市及び名古屋市と並んで最も高額(1300円)であった。しかし、名古屋市においては、40、50、70歳は無料、また仙台市においても40歳以上の国民健康保険加入者及び70歳は無料であり、広島市とその内容は大きく異なっている。

一方、受診者負担額之最頻値は、札幌市、新潟市、千葉市、横浜市の4都市における500円であり、その他健診内容は少し異なるが神戸市のように無料の都市もあった。

そこで、広島市歯科医療福祉対策協議会は、市民の健康を守るため、節目年齢歯科健診の受診率を上げるべく、受診者負担額のワンコイン化(500円)を要望する。

第 7 回学校歯科保健のあり方検討委員会

11月29日(月)午後7時30分から本
会会議室にて標記委員会が開催されまし
た。

はじめに大出委員長より前回の委員会
の報告が行われました。

次に協議事項として、大出委員長が作
成した答申書の素案について協議を行
いました。この中で、1:全員校医制のもとで、
より良い学校歯科保健活動の実施のため
の具体的方策・運営のあり方については、

(1)学校歯科医の輪番制・任期制・定年
制、学校嘱託歯科医の定年制、(3)出務
手当(4)学校・嘱託歯科医の質の向上及
び検診レベルの均一化をするために必要
なことについて、また、2:公益社団法人移
行を見据えた長期的視野に立った学校歯
科保健活動のあり方について詳細に協議
を行いました。

最期に、次回委員会を1月28日(月)
に開催することにし、閉会しました。

執行部より

会員証を発行のための写真を提出してください

来年4月に広島市歯科医師会会員証を作製します。

この会員証は写真付きで災害時出動時や行政依頼の会務に出席する場合、広島市歯
科医師会会員を証明するものです。

今後、広島市歯科医師会主催の行事では参加者の顔写真を撮影させていただきますが、行
事に参加出来ない方、お気に入りの写真を使用したい方は**12月28日**までに事務局まで
提出してください。メールでもプリントでも受け付けます。プリントの場合写真の大きさは問
いません。ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

表 面(案)

裏 面(案)

| | |
|--------------------|-----|
| 写真 | 支部名 |
| identity card | |
| 氏名 ○○ ○○ | |
| 性別 男 | |
| 住所 広島県広島市○区○○町○番○号 | |
| 歯科医籍番号 ×××××× | |

| |
|---|
| 注意事項 |
| ・この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
| ・この証票は、災害時活動及び警察捜査活動等に協力を 求められた場合、左胸に掲示するものとする。 |
| ・この証票は、会員の資格を喪失した時は、速やかに 返納しなくてはならない。 |
| 広島市歯科医師会事務局 広島市中区富士見町 11 番 9 号 ☎ (082) 244-2662 |

支部便り

西区支部

西区支部会

日時 11月15日(木) 午後7時30分
場所 木松旅館

標記の日時、場所で西区支部会を開催し、支部長・副支部長会の報告、ソフトボール大会の報告、西区民まつりの報告を行いました。

引き続き、石田栄作県歯医療管理部常務理事をお招きし、「医療安全研修会」と題してご講演をいただき、現在の歯科医師数の推移、経営状態、収入の二極化について説明され、医事紛争を起こさない為の10カ条の項目を分かりやすくお話しされました。その中でもBP剤投与の患者の対応説明、前医の治療内容に対する説明の範囲等について質問が出ました。すべ

ての歯科治療において、十分な説明と歯科医師と患者のコミュニケーションの確立の必要性を再確認する有意義な講演会でした。



熱心に聴講する西区支部会員

各部からの報告

学術部

全国7地区日本歯科医師会 平成24年度災害コーディネーター研修会

日時: 11月4日(日)
場所: 高知県高知市総合安心センター
上記研修会が高知市総合安心センター3階「大会議室」で開催された。

本研修会は、従来12月に日本歯科医師会館1会場であったが、本年度より全国を7地区に分けて開催されることになった。この研修会は大規模災害時における歯科医師行動計画やデンタルチャートを

含めた身元確認ワークフローの統一、また、避難所での口腔ケアなどの歯科保健医療の課題についての研修を行うことで、災害時に対応できる歯科医師の養成を目指している。

当歯科医師会から災害時担当部でもある学術部から、中村隆一委員長、岸民祐委員、進藤典久委員、中島克委員の4名が受講した。

広島市西区医師会勉強会

日時: 11月8日(木)

場所: 西区福祉センター

広島市医師会主催の勉強会で本山智得広島市歯会学術部理事が「歯周病と糖尿病」と題して 50 名の医師、看護師、薬

剤師、介護士の参加者に講演を行った。歯周病と全身疾患との関係を主として、特に歯周病予防として歯科医院での定期健診の重要性などを説明した。講演後に多数の質問もあり盛会であった。

保険・医療対策部

第 12 回 税務入門

身内に支払う家賃などの取り扱い

親族が所有する土地や建物を借りて開業している場合、生計を一にしているかどうかで税務上の取り扱いが異なります。生計を一にする親族に支払う家賃や借入金の利息などについては、それが対価として相当な金額であったとしても、その支払った金額を必要経費とすることはできません。しかし、親族が受け取った対価については、収入が無かったものとしてみなされます。一方、親族がその収入を得るために支払った費用(固定資産税、減価償却費、火災保険料、支払利息など)は、医業所得の計算上、必要経費とすることができます。

生計を一にしていない親族に支払う家

賃や利息などは、通常の場合と同様に扱われますので、支払金額をその年の必要経費とすることができます。ただし、この場合は、親族が受け取った家賃などはその親族の収入となるため、親族に対して別個に所得税が課税されます。

この取り扱いのポイントは、「生計を一にする」かどうかですが、同居の場合には、明らかに独立した生活をしていない限り、「生計を一にしている」ことになります。

また、仕事や勉強のために一緒に住んでいなくても、生活費を送っているとか、休みには一緒に生活している場合などは、「生計を一にしている」とみなされます。

情報調査部

医療機関の「益税」是正へ 政府税調、自由診療多い機関対象

日本経済新聞 http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS12038_S2A111C1PP8000/

政府税制調査会は 12 日の会合で、医療機関の税負担が減る「益税」の原因とされる納税制度を見直すことで合意した。社会保険の対象にならない自由診療で多額の収入がある医療機関は、実際よりも多く経

費が計上できる可能性がある「概算経費」の適用から外す。収入の大きな医療機関が税負担で優遇される事態を回避する。

医療機関が収入から差し引く経費を計算する際に、一定の「概算経費率」を適用す

る対象から自由診療の多い医療機関を外す。厚生労働省の提案に沿って調整を進めることにした。2013 年度税制改正での実現を目指す。

現行の制度は社会保険の診療報酬による収入が 5000 万円以下の小規模な医療機関が対象。事務負担を軽くするのが目的だが、実際の経費を概算の経費が上回れば、課税対象の所得が減って税負担が抑えられることになる。

医療機関には診療報酬が少なくても、自由診療で多額の収入のある場合がある。厚労省の調査では制度を適用された医療機関のうち総収入が 7000 万円を超える層では4割以上が自由診療の収入だった。規模の大きな医療機関は経費率が低い傾向

にあり、概算経費を適用すれば「益税」となっている可能性がある。

制度の問題点は会計検査院も指摘していた。ただ、概算経費率そのものが実際の経費率に比べて高すぎるのではないかという指摘に対しては、厚労省が実態に近いとする調査結果を提示した。今後、詳細なデータを追加して議論を進める。

内閣府・平成 24 年度 第 6 回税制調査会 (11 月 12 日)資料一覧

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjijiroku/zeicho/2012/24zen6kai.html>

>>>>自由診療で収入が上がっている部分に課税するのは妥当と考えます。

11 月 16 日午後、衆議院が解散、「社会保障制度改革国民会議」は月内に設置へ

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/5398>

11 月 16 日午後、憲法 7 条の規定に基づき、横路孝弘議長が解散詔書を読み上げ衆議院が解散された。選挙は来月 4 日に公示、16 日に投開票で、東京都については東京都知事選とのダブル選挙となる。

同日、午前に行われた参議院本会議では、野田首相が解散の環境整備として挙げいていた特例公債法案や参院の 1 票の格差を是正するための「0増5減」法案等が可決、成立。「社会保障制度改革国民

会議」の設置についても、前日の 15 日に民主、自民、公明の 3 党が月内に会議を設置することで合意した。「国民会議」については、各党が委員候補を提示し実務者協議でメンバーを絞り込んでいく予定だが、国会議員は含めない方針も合意されている。学識経験者十数人で構成とされており、日歯、日医等の業界団体代表についても含めない方向で検討されている。

[衆議院のホームページ](#)

「食後すぐ&ゴシゴシ」磨きが歯のダメージリスクを高める？

Resemom <http://resemom.jp/article/2012/11/12/10803.html>

あなたは食後どれくらいの時間を空けて歯磨きを行っていますか？また、行おうとしていますか？歯の磨き方に関して、当てはまるもの(近いもの)をお答えください。製薬企業のグラクソ・スミスクラインは、青山ホワイテリア院長大谷珠美氏監修のもと、20～50 歳代の女性 800 人を対象に「食生活

の酸とオーラルケアに関する意識と実態調査」を実施した。

「あなたはどのようなことを意識して歯磨きをしていますか？」という設問に対し、「虫歯を予防したいから」と回答した人は 81.5 パーセントという結果になった。そのうち、「あなたは食後どれくらいの時間を空けて歯磨きを行っていますか？また、行おうとし

ていますか？」という設問に対し、「0分～5分未満(できるだけ食後時間を空けずに磨く)」、「5分以上～15分未満」、「15分以上～30分未満」と回答した人は43.3パーセントという結果になった。

大谷氏は、食後は「酸」によって歯の表面のエナメル質が軟化しており、その状態で歯ブラシをすると歯のエナメル質を傷つけてしまう危険性もあるとし、30分から1時間ほど時間をおいてブラッシングすることを推奨している。同じく「あなたはどのようなことを意識して歯磨きをしていますか？」という設問で、43.6パーセントの人が「歯を美しく保ちたいから(歯の着色・変色を防ぎたい)」と回答している。そのうち、歯の磨き方について「強めにしっかりと磨く」、「やや強めにしっかりと磨く」いずれかを回答した人は56.7パーセントという結果になった。この結果を受け大谷氏は、過剰な歯磨きは、「酸」によって軟化した、歯の表面のエナメル質を削り落としてしまう危険性があり、歯磨きをする時はゴシゴシ力を入れて磨くのではなく、歯の表面についた酸や、食べカスを取り除く(クリーニングする)というくらいのもついでにブラッシングしてほしいとアドバイスしている。

「あなたは歯磨きが終わった後、どの程度口をゆすぎますか？」という設問に対し

ては、「口内に歯磨き剤が完全になくなる(歯磨き剤の味がなくなる)まで」と回答した人は71.9パーセントという結果になった。歯磨きの後、口の中に歯磨き剤が残らなくなるまで口をゆすいでしまうと、歯磨き剤に配合されている成分(フッ素等)が洗い流されてしまう。歯磨き剤に配合されている成分の中でも、フッ素は歯のエナメル質を強化するので、酸蝕歯を防ぐには、歯磨きの後は、口の中に少し歯磨き剤(フッ素)が残る程度が適切だと大谷氏はコメントした。

>>>>>>一般的に、「食べたらずぐ歯を磨く」というのが、一番いいと思われていますが、これが違うという事をこの記事を読んで短絡的に考えるのはちょっと待って下さい。

この情報のもとになる実験、研究は、実験に用いた食物がどのようなものであるかが明確にしてあるはずですが、この記事にはその表記がない。全ての食物に対してそのようなことが起こりうると捉えてしまう表現になっています。酸性度の高いもの(液体含む)は口に入れて歯に接触した時点で酸性に傾くでしょう。では野菜だけ食べていたら？この記事は酸蝕歯に対しての記事だと捉えた方がいいでしょう。

炎症性関節炎に対する歯周病の影響は歯がなくなってもまだ続く

日経メディカル <http://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/all/gakkai/acr2012/201211/527780.html>

慢性的な炎症性疾患である歯周病は、関節リウマチ(RA)患者の関節炎症を悪化させるとの報告がある。そこで、初期の炎症性関節炎の患者を対象に、歯周病のサロゲートマーカーとされる残存歯数と疾患活動性の関連を調べたところ、残存歯数が少ないほど疾患活動性が高く、歯が全くなかった後も歯周病の影響は続くことなどが示唆された。11月10日から14日までワシントンDCで開催された第76回米国リウマチ学会(ACR2012)で、英国Birmingham大学のPaola de Pablo氏が発表した。

対象は、炎症性関節炎の症状が出てから6カ月以内で、抗リウマチ薬(DMARDs)およびステロイド未使用の患者1009人(平均年齢55歳、発病後の平均罹病期間は12週間)。

残存歯数が0、1-12、13-23、24-27、28(全)の5群に分けて、CRP、RF/ACPA、ESR、DAS28、朝のこわばりなどについて調べた。その結果、残存歯数が少ない群ほど炎症が強く、朝のこわばりや疾患活動性のスコアが悪かった。

残存歯 0 群と残存歯 28 群の炎症マーカーと疾患活動性を比較すると、CRP (28mg/L 対 13 mg/L、 $P < 0.017$)、ESR (45mm/時 対 24mm/時、 $P < 0.001$)、DAS28-ESR(5.2 対 4.5、 $P < 0.006$)のいずれについても残存歯 0 群の方が悪く、有意な差が認められた。

また残存歯 0 群は残存歯 28 群に対し、ACR/EULAR 新基準で関節リウマチに分類される比率が 1.9 倍と高かった。発症後 1 年以内にステロイドを使用した割合も、残存歯数が少ないほど高い傾向が見られた。

Pablo 氏は、「残存歯数が少ないほど、炎症性関節炎の疾患活動性が高いことが示された。歯をすべて失っていても歯周病の影響は持続していて、何らかの炎症プロセスが関節炎の疾患活動性に影響を及ぼしている可能性が示唆された」と話した。

(日経メディカル別冊編集)

>>>>>歯周病にかかると無歯顎になっても関節炎に影響を及ぼしている可能性ありということですね。歯周病と全身の関係は深いですね。

医療の営利産業化につながる政策への転換に反対

医科歯科通信 <http://insite.typepad.jp/shigakuinfo/2012/11/161355.html>

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会など医療と介護関連の 40 団体で構成される国民医療推進(会長:日本医師会会長の横倉義武氏)が 11 月 15 日に総会を開いた。

同協議会は「国民皆保険制度の崩壊を招きかねない医療への市場原理主義の導入を断固阻止し、恒久的な国民皆保険制度の堅持を求める国民の声を政府に届ける」を活動目的として発足。

また、TPPに参加すれば、我が国の医療が営利産業化する。

その結果、受けられる医療に格差が生じる社会となる。

医療崩壊へと導くは明らかであるとし、TPP交渉参加に「断固反対」を表明している。この日は、国民皆保険の堅持を目的とする立場から、医療の営利産業化につながる

政策への転換に反対するとともに消費税「損税問題」の解決の要望を決議した。

なお、12 月下旬まで決議内容をアピールする運動を実施、各都道府県の医療推進協議会に今回の決議に沿った採択や国会への意見書の提出などを求めていくこととしている。

>>>>医療界ではTPPには反対との姿勢が主流のようです。今回の総選挙ではTPPの行方にも注目しないといけませんね。しかし、TPPに参加すると 議論に負けて悪い方向に進む、という論調がほとんど。なぜ議論に負けないトレーニングをしよう 知恵を絞ろう と前向きに攻める姿勢にならないかなあと TPP 賛成、反対 関係なしに考えることがあります。

不定期配信 第 6 回

みんなの歯科ネットワークより <http://www.minnanoshika.net/>

2、歯科に新規導入がない理由

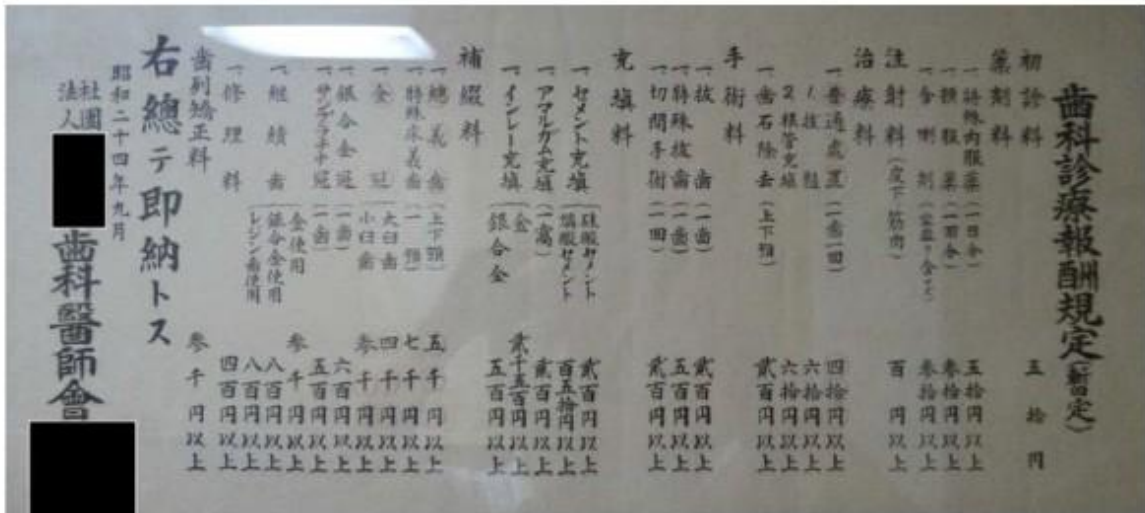
- 1) 歯科医師の反対(前篇)
・皆保険以前

なぜ医科や調剤は自然増しているのに対して、歯科には、自然増がない、つまり新

規導入に伴う診療行為増がない現状のようになってしまったのでしょうか。

それは、歯科医師自身が反対をしてきたからに他ならないからなのですが、その理

由を説明するには、健康保険制度が国民皆保険になる前まで遡る必要があります。

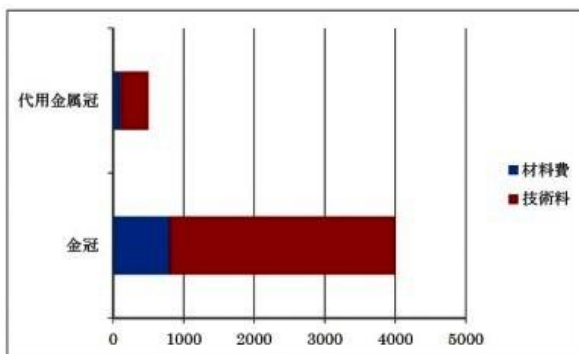


ここに、昭和24年の都内のある区の「報酬規定」(上の写真)があります。金冠(大白歯)・四千元以上、サンブラチナ冠・五百円以上とあります。代用金属冠の治療費と金冠の治療費には大きな「差額」があります。当時の金価格は1g400円程度だったようです。

金冠の材料費を800円、サンブラチナ冠(ニッケルクロム)の材料費を100円と見積もると、技術料は、金冠が3200円、サンブラチナ冠が400円となり、歯科医院の収入が材料の違いによって大きく変

わっています。

保険の診療報酬ではなくても、歯科診療の料金体系においては、貴金属の補綴と代用合金の補綴とでは大きな技術料「差額」が存在していたのです。皆保険以前の歯科医院は、そんなに忙しくなかったといわれています。そういう状況で、この「差額」は、歯科医院の収入源として大きなものだったに違いありません。言い方を変えると、歯科医院にとって、「差額」は、なくてはならないものだったのでしょう。



(材料費以外を便宜的に技術料としている)

さて、国民皆保険が定着する以前の保険の診療報酬は、単価が低く、保険診療を行う医療機関がそれほど多くはなかったようです。

わが国で健康保険法が施行されたのは今から72年前の1927（昭和2）年である。そして国民皆保険が達成されたのは1961（昭和36）年で、その翌年10月に抗生物質の使用基準等が改正され、いわゆる「制限診療の撤廃」と呼ばれた。現在のわが国において保険診療は「当たり前のこと」として受け入れられているが、医療を受ける側にとっても提供する側にとっても「当たり前のこと」になるまでには35年もの年月を要している。

保険診療は当初「制限診療」ととらえられた。とくに1943（昭和18）年に診療報酬点数が公定されたことによって制限色が強まり保険診療は敬遠された。そのうえ、患者側からも市民権を得られず、「昭和24年当時までは、非常に貧困なごく一部の患者しか社会保険を利用しなかった。自由診療が大半だった」¹⁾のである。

このため厚生省は1945（昭和20）年から47（同22）年にかけて診療報酬単価を大幅に引き上げ、49（同24）年頃から保険診療がようやく普及しはじめた。しかし、その後の物価上昇に点数の引き上げが追いつかず、保険診療に対する医療機関の不満は募っていった。結局その不満は1962（昭和37）年の「制限診療撤廃」によって「解決」されるまでずっとわだかまり続けていた。

保険給付と保険外負担の現状と展望に関する研究報告書（日本医師会総合政策研究機構）より引用

こういった状況の中、歯科の保険医療機関を増やす方策なのか「通知」が出されます。いわゆる差額徴収の始まりです。

昭和30年8月19日・保発第52号

金合金を使用する補綴の療養上、特に必要ある症例について

〔金冠適応症〕

1. 他の金属をもってしては、著しく変色し、或いは為害作用があると認められる場合
2. 対合歯又は隣在歯に金冠或いは金インレー、金鈎などが装着してある場合

昭和30年8月19日・保発第52号 厚生省保健局長から各都道府県知事あて

歯科補綴において金合金を使用した場合の特例について

社会保険における歯科補綴における金合金の取扱に関しては、昭和30年8月3日保発第45号「第19回中央社会保険医療協議会の結果について」及び8月19日保発第52号「金合金を使用する補綴の療養上特に必要ある症例について」をもって通知したところであるが、金合金を特に必要とする症例の他は、下記の用に取り計らうとともに、医療担当者がみだりに懲ようとする事のないよう監督されたい。

（差額治療の範囲）

1. 患者又は第三者が金合金を使用する補綴（冠及び鈎）を希望した場合においては、その使用は差支えないこと。

（差額治療における患者負担額）

2. 前項の場合においては、その金合金使用による冠及び鈎の料金から歯科診療報酬点数表に定める補綴の所定点数を金額に換算した額を控除した額を患者または第三者から徴収して差支えないこと。

「差額治療」という表現で、代用金属冠と金冠の治療費の差額を患者から徴収できるとしています。この「差額」が材料の差額なのか、技術料の差額なのかは、一切問

われず、治療費の差額を徴収することになっています。

昭和30年時の保険の診療報酬は不明ですが、昭和29年の某県の歯科診療表があります。

当時の金は1g600円以下でした。金額は、昭和24年より全体が高くなっています

が、金冠と代用金属冠の「差額」の構図は、全く一緒です。

「金合金使用による冠及び鉤の料金から歯科診療報酬点数表に定める補綴の所定点数を金額に換算した額を控除した額を患者から徴収」ということは、この料金表でいえば、5000円－800円＝4200円を患者から徴収するということであり、1g600円という材料費を考慮すると、材料差額よりも技術料差額を患者から徴収できる

仕組みだったのです。それは、診療報酬を安くしたままで、保険医療機関を増やすための方策だったのかもしれませんが、結果として、歯科医院にとって、「差額」は、なくてはならないものという構図は、全く変わらないまま、歯科診療は保険の診療報酬だけでなく、患者の負担があることが前提で成り立つようになっていくのでした。

・差額徴収の拡大

歯科においては、国民皆保険になっても、差額徴収が拡大されていきます。昭和42年に、中医協の建議に基づき、厚生省の通知が出ます。

昭和42年9月10日・第35回中医協総会「建議書」
 歯科材料費についての差額徴収の緩和を考慮する。

昭和42年11月17日・保発第44号 保険局長通知
 (差額治療の範囲)
 歯科領域における差額徴収の扱いについては、昭和30年8月19日保発第53号をもって通知したところであるが・・・今般の建議の趣旨に基づき、金合金の他に、白金加金、金属床及びポーセレンを使用する歯冠修復及び欠損補綴について及びダミー2歯を超えるブリッジについても同様の扱いとすることとしたこと、これら具体的取扱いについては、別途通知するところによるが、医療担当者がみだりに懲ようすることのないよう監督を厳にされたいこと。

昭和42年11月17日・保発第122号 医療課長通知
 (差額治療における患者負担額)
 当該金合金、白金加金、金属床及びポーセレンを使用する歯冠修復及び欠損補綴の料金(慣行料金)から歯科点数表に定める歯冠修復及び欠損補綴の最も近似する行為の点数を、またダミー2歯を超えるブリッジを希望した場合においては、希望したブリッジの料金(慣行料金)からダミー2歯のブリッジを行った場合の点数を金額に換算し、控除した額をそれぞれ患者又は第3者から徴収して差支えないこと。

財源に苦しむ国と収入を増やしたい歯科医療担当者の思惑が一致したのか、この通知によって、歯科の差額徴収の適用範囲が大幅に拡大されることになったのです。当時から医科は、自由診療をなくし、できるだけ保険の適用範囲を増やして、医療を保険診療に一本化するような策をとっていましたが、歯科は、事実上、保険と自由診療の2本立てになっていくのでした。歯科は、この時には既に保険に新しい技術を取り込むということに熱心ではなく、「技術料」は患者から徴収するものだと考えていたのです。当時の歯科医師にとっては、「差額」こそが、**歯科の技術料**だったのでしょ

ところで、中医協の建議には、「**歯科材料費**についての差額徴収」とあり、一方、厚生省の通知には、「(慣行料金)から…**歯科点数表に定める…控除した額**」とあります。

当時の慣行料金と診療報酬にどれだけの差があったのか定かではありませんが、「材料」差額以上に差があったはずですが、その結果として、「差額」徴収制度の「差額」の解釈が、医療担当者とそれ以外のひとで違っていました。すなわち、

・医療担当者、すなわち歯科医師は、公的な診療報酬と自分達の考える**技術料**との「**差額**」

・それ以外のひとは、貴金属と代用合金の**材料**「**差額**」

実は、この差額徴収制度には以下のような大きな問題点が2つありました。

1、制度に法的根拠がない

- ・「混合診療」自体が、法律上は存在しない
- ・法律で定めるもの以外は独禁法の対象であるので、健康保険法に定められていない診療については、価格を公的に決めることはできない。
- ・通知や通達だけで運用することにそもそも無理があった。

2、歯科診療の料金体系が「どんぶり」

・「差額」が材料差額なのか、技術料差額なのか曖昧。中医協での建議(材料差額)と厚生省の通知(慣行料金との差額)に齟齬がある。

・皆保険以前の歯科診療の料金の根拠が薄弱。金冠と、代用合金冠の慣行料金には、材料差額以上の、大きな差があった。「**差額**」こそが、**技術料**と考える**歯科界**、「**差額**」は**材料費**の差額と考える**世間**。

問題点を抱えたまま、差額徴収制度は拡大されていったのです。当然の帰結として、歯科診療は、社会問題になっていくのでした。

参考 みんなの歯科ネットワーク

「差額」とは一体だれのための差額だったのでしょ

湯川秀樹博士が日本人初のノーベル物理学賞を受賞した昭和24年(1949年)の国家公務員 大学卒の初任給は4223円、物価はコロッケ3円、カレーライス50円、牛乳1本11円、コーヒー20円、ラーメン23円、そば15円、葉書2円、封書8円、新聞購読料(月)20円、山手線の最低運賃が5円、週刊誌15円でした。

そして当時のエンゲル係数はなんと60.1%!!

昭和29年(1954年)国家公務員初任給8700円、ビール瓶(大)120円、牛乳1本15円、そしてエンゲル係数は48.5%。やっと50%をきっています。

人々の生活にゆとりはなかったはずですが、その中で歯科治療時の治療費は決して安いものではなかったでしょう。料金表の値段の数字の下には必ず「以上」とふってありますね。

これは何でだろうかな…と考えるに私の私見ですが貧乏人にはこの最低料金で診療して お金持ちから十分お金をいただきましょ という お金はお金があるところからいただく というスタンスで治療していたのかしら?と。「差額」となにかしら結び

ついたりして……。

皆さんはどう思われますか？

参考

人事院 国家公務員の初任給の変遷

http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/kou/starting_salary.pdf

戦後昭和史 たばことコーヒー1杯の値段

<http://shouwashi.com/transition-cigarette&coffee.html>

歴史のロマン街道

<http://rekishi-roman.jp/page-5-2.html>

東京の銭湯入浴料金の推移

<http://homepage2.nifty.com/NG/sento/sento02.htm>

広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHzサイマルラジオスタート

お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FMちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記FMちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

11月27日収録 12月3日放送分

広島市歯科医師会 妹尾 博文

「かかりつけの歯科医のススメ」

皆さんはどんなときに、歯科医院にかかりますか？そして、歯科にかかるとき、かかりつけの歯科医院がありますか？かかりつけ歯科医は、あなたのライフサイクルに沿った、歯とお口のケア、支援を行う健康づくりのパートナーです。かかりつけの歯科医を持って、お口の健康を保ちましょう。

11月27日収録 12月10日放送分

広島市歯科医師会 山本 亮

「あなたの健康を守る事業いろいろ」

歯周病は、中高年で突然発症するのではなく、20～30歳代でも症状が現れ、徐々にその状態が進行していきます。自覚症状が乏しいため、気づいた時には重度の

歯周病に進行していたということも少なくありません。広島市では、30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の市民の方を対象に、節目年齢歯科健診を行っています。

11月27日収録、12月17日放送分

広島市歯科医師会学術部理事 本山智得

「広島市歯科医師会の耳より情報」

広島市歯科医師会では広島市在住で80歳で20本以上ご自分の歯のある人と口の中のきれいなビューティフル歯ツシヨン賞の表彰・認定を行っています。応募はかかりつけの歯科医院です。どしどしご応募ください。

11月27日収録、12月24日放送分

広島市歯科医師会 出崎義規

「広島市歯科医師会オフィシャルサイト」

歯とお口の健康は、からだの健康に深く

関わっております。広島市歯科医師会は、みなさまのお口の健康管理をお手伝いし、心身ともに快適な生活を行えるようにホ

ームページ「広島市歯科医師会オフィシャルサイト」を立ち上げました。

会員ひろば

地球環境にやさしい・お財布にもやさしい あげます・売りますコーナー

不要になった機材で破棄するには惜しいモノはありませんか？

会員間の取引実績が上がっています！

歯科用品以外でも OK です。

写真 1 枚と 100 文字までの文章を送ってください。

今月から匿名での出品も受け付けます。

出品希望者も購入希望者も

広島市歯科医師会事務局まで連絡ください。

(E-Mail : hiroshima@dentalpark.net FAX 082-245-8317)

西区 某歯科 ミスターX 自動現像機デンタルプロセサーFX (富士フィルム)

10年使用しましたが、11月28日まで
問題なく動いていました。

中古品ですので保障はしかねます。

希望譲渡価格は4万円です。



東区きむら歯科 木村 太言 アルインコ DJ-PX3 トランシーバー2台 希望譲渡価格 1万円

(定価 26,620 円 × 2)

受付嬢と院長で秘密の話が出来ます。



南区 某歯科 ミスターY
オーラスター青

♪輝けえええオーラスター♪私のおおおオーラスター
♪歯根膜の奥ふかくううううう
2～3回使用しました。一部変色がありますが完動品
です。2台めにいかがですか
希望譲渡価格 1万円



※匿名出品者につきましても、広島市歯科医師会は会員氏名をお知らせするだけで 仲介
はいたしません。会員間での売買の際は当事者間で交渉して、薬事法等にご留意くだ
さい。
※連絡先、電話番号は広島市歯科医師会名簿を参照ください。

新人紹介

西区支部 力田悦子



この度、歯科医師会に入会させて頂きました力田悦子です。

平成 24 年 8 月に突然の夫の他界で、急遽、西区鈴が峰「力田歯科医院」を継承することとなりました。

入会に際しましては、多くの先生方より御助言、御指導をいただきまして、誠に有難うございました。また、夫の生前に賜りました格別の御厚情に対しても、併せてこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

未熟者で日々試行錯誤しておりますが、患者様との信頼関係を大切にして、微力ながら地域医療に貢献できるように努めてまいりたいと思います。

歯科医師会の先生方には、多々御迷惑をおかけすることと思いますが、今後とも御指導、御鞭撻の程、よろしく願いいたします。

南区支部 西 彰子



平成 24 年 9 月に南区皆実町にて矯正歯科専門の「グレイス矯正歯科クリニック」を開業させていただいた西彰子と申します。入会、開業に際しましては、お忙しい中、多くの先生方にご指導、ご助言を頂きまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私は平成8年に大阪大学歯学部を卒業後、広島大学矯正科大学院に入学し、9年間に渡り臨床と研究に従事してきました。その後、県内外の開業医に勤務をしていました。

開業してからは、地域の先生方の温かいご支援を賜り、感謝に堪えません。試行錯誤の毎日で、日々悩み、未熟さを痛感して

おりますが、良い矯正治療を提供し、患者様に心から満足していただける矯正歯科医を目指したいと思っております。

これからも、会の先生方には何かとご迷惑をおかけすることと思っておりますが、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしく願いいたします。

広報部、「第22回日本歯科医学会総会」出席顛末記

11月10日土曜日の15時過ぎ、六甲トンネルを抜けるとそこはほどなく武庫川を直角に横切りながら滑り込んでゆくあらゆる種類の建物と道路・鉄道が雑多に展開する大阪平野の風景であった。診療時間の異なる5名の広報部部員の時間のすり合わせで自由席の選択となっていたが、全員無事座席を確保し新大阪駅到着となった。地下鉄を2度乗り換え中ふ頭駅到着は、はや、日の傾くのを覚える16時半であったが、インテックス大阪方向から帰ってくる人、我々と同じく入場準備する人の多さに初冬の湾岸地帯の寒さを忘れた。事前登録の確認を得名札を手にしたのち5名は三々五々それぞれの目的のパビリオン展示場所に向かった。人気不人気のくっきり分かれる各企業ブースでは、皆同じ辺りで競っているんだもうあそこはみんなに見放されだしているんだと独り言のように嘆息した。教育施設大学教室からのポスターもあり時代の趨勢を知った。18時の閉館と同時に溢れた人々の押し寄せた中ふ頭駅はちよつとした混乱状態であった。再び参集した我々広報部部員は、堺市内の宿舎に立ち

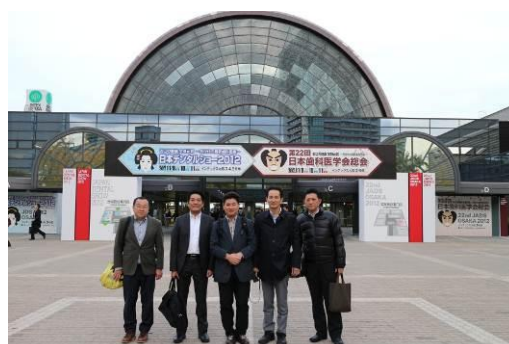
寄った後、ミナミの拠点南海なんば駅へと向かった。繁華街の割烹で慰労の杯をあげ夕食となった。後、各部員はネオン街のまばゆい輝きの中に消えていった。それぞれの行方は誰も知らなかった。

11月11日は、大阪国際会議場、インテックス大阪の会場に自由参加となった。テーブルクリニックあり、同時通訳付きの国際セッションあり。等々。あるものは神戸に足を延ばしフェルメールの見返り美人を鑑賞しに行ったとのこと。髪を包みし青きターバンこそかなしけれ。

トンネルを抜けるとそこは雪国であった。
川端康成「雪国」

黒滔々たる闇があるばかりであった。
下人の行方は誰も知らない。
芥川龍之介「羅生門」

水仙の花こそかなしけれ。
樋口一葉「たけくらべ」



やっとついたインテック大阪



参加登録はバーコードで一発



小松大造公衆衛生部委員長発見！



大阪名物 鳥よし鍋を囲んで



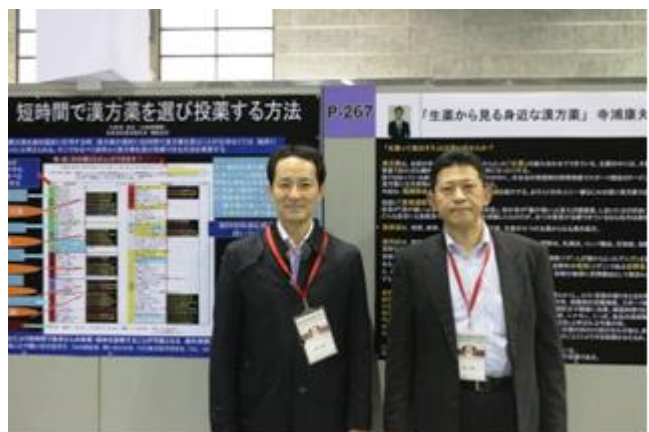
ミス大阪の仲居さん



さあ〜どこいくべえー



ネットでゲット、リーガ堺シングル 11,300 円



しっかり勉強しました

11月定例理事会報告

平成24年11月28日(水)

部外報告

- 10月25日 個別指導に係る立会
10月29日 広島市学校保健会組織改正のための検討委員会
10月30日 学校保健会専門委員会歯科保健対策委員会
11月6日 松島悌二先生死亡叙勲伝達式
11月8日 「8020」いい歯の表彰式・グラントビューティフル歯ツシヨ賞認定証授与式
" 広島県産婦人科医会会長との協議
11月9日 第22回日本歯科医学会総会(大阪)
11月13日 広島大学病院主席副病院長との会談
11月15日 個別指導に係る立会
11月15日 広島市要保護児童対策地域協議会
11月17日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会
11月21日 日本歯科保存学会秋季学術大会懇親会
11月22日 個別指導に係る立会
11月24日 広島東洋カープ歯科健診(スタジアム)
11月26日 広島市長との会談(要望書提出)
11月15日 国保診療報酬審査委員会再審査部会
11月15、17-21日 国保診療報酬審査委員会

(連盟関係)

- 10月25日 ゆざき知事を囲む県政懇談勉強会
10月31日 日歯連盟評議員会
11月13日 岸田文雄事務所の細川秘書との会談
11月21日 岸田文雄氏来館
11月27日 岸田文雄後援会事務所開所式

総務関係(山本専務)

- 10月24日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第3回運営会議
10月29日 第6回学校歯科保健のあり方検討委員会
11月1日 職員採用面接
11月7日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第4回運営会議

- 11月13日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第5回運営会議
11月19日 選挙管理委員会
11月26日 第7回学校歯科保健のあり方検討委員会
11月27日 合同総研との協議
" 三役会
11月28日 定例理事会

(慶弔関係)

- 11月6日 松島悌二先生死亡叙勲伝達式

(入会関係)

- 11月1日 中区開業希望者への開業相談2回目

(1)公衆衛生部

- 11月8日 「8020」いい歯の表彰式・グラントビューティフル歯ツシヨ賞認定証授与式
11月13日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第5回運営会議
11月14日 (県)常任委員会
11月17日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会
11月20日 委員会
11月24日 広島東洋カープ歯科健診(スタジアム)

<高齢者歯科保健>(荒谷理事)

- 10月24日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第3回運営会議
10月27日 ひろしまフードフェスティバル2012
10月28日 第51回広島県歯科医学会
10月29日 8020推進財団助成事業委員会
10月31日 休日歯科救急医療保険請求事務
" 広島市中区医師会認知症研修会
11月6日 (県)事業所における歯科保健の取組状況調査事業第4回ワーキング会議
11月7日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第4回運営会議
11月8日 広島県産婦人科医会との協議
11月11日 (県)認知症患者の口腔ケアに係る歯科衛生士養成講座事業
11月16日 8020推進財団助成事業委員会
11月26日 中区地域ネットワーク事例検討会
11月28日 休日歯科救急医療保険請求事務

11月1、15、16、18-20日
 社保診療報酬審査会

<一般歯科保健>(三戸理事)

10月24日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第3回運営会議
10月25日 広テレイベントとの協議
10月26日 歯周病予防普及啓発リーフレット作成小委員会
10月28日 ひろしまフードフェスティバル2012
10月29日 広テレイベントとの協議
 " 8020推進財団助成事業委員会
10月30日 広島市学校保健会専門委員会
 歯科保健対策委員会
11月3日 休日歯科救急医療視察
11月6日 (県)事業所における歯科保健の取組状況調査事業第4回ワーキング会議
11月7日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第4回運営会議
11月8日 広島県産婦人科医会との協議
11月9日 歯周病予防普及啓発リーフレット作成小委員会
11月11日 休日歯科救急医療視察
11月15日 第3回広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21(第2次)」策定懇談会
11月16日 8020推進財団助成事業委員会
11月23日 休日歯科救急医療視察
11月26日 広島市長との会談(要望書提出)
11月27日 歯周病予防普及啓発リーフレット作成小委員会
10月25日 保健医療課との協議

<学校歯科保健>(上田理事)

10月25日 全国学校歯科保健研究大会
10月28日 ひろしまフードフェスティバル2012
10月29日 広島市学校保健検討委員会
 " 第6回学校歯科保健のあり方検討委員会
10月30日 広島市学校保健会専門委員会
 歯科保健対策委員会
10月31日 広島市中区医師会認知症研修会
11月8日 (県)平成24年度歯の衛生週間関連表彰・はつらつ家族表彰
 " (県)第17回いい歯の作文コンクール表彰式

11月8日 (県)平成24年度8020達成者表彰及び第27回広島県歯科保健文化賞表彰式
11月15日 広島市要保護児童対策地域協議会・代表者会議
11月26日 広島市長との会談(要望書提出)
 " 第7回学校歯科保健のあり方検討委員会

(2)学術部(本山理事)

10月25日 小委員会
 " 広島大学歯学部講義・実習
10月28日 広島県歯科医学会
10月30日 Hiroshima study 実行委員会
 " 警察歯科小委員会
11月1日 広島大学歯学部 西村教授との協議
11月5日 小委員会
11月7日 警察歯科委員会
11月8日 西区医師会研修会
11月9-11日 第22回日本歯科医学会総会
11月14日 陸上自衛隊海田13旅団 旅団長との協議
 " 委員会
11月16日 広島大学歯学部 西村教授との協議
11月19日 日本歯科保存学会総会 打合わせ
11月22-23日 日本歯科保存学会総会
11月24日 日本アンチエイジング歯科学会 松尾先生との協議
11月27日 FMちゅーピー収録

(3)保険・医療対策部(瓜生理事)

10月28日 広島県歯科医学会
10月31日 休日歯科救急医療保険請求事務
11月8日 新規個別指導立会
 " (県)保険部常任委員会
11月10-11日 第22回日本歯科医学会総会
11月11日 指定更新集团的個別指導
11月15日 YMCA歯科助手クラス講義
11月17日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会
11月17-21日 国保診療報酬審査委員会
11月21日 委員会
11月22日 YMCA歯科助手クラス講義

- 11月26日 新規個別指導事前面談
- 11月28日 休日歯科救急医療保険請求事務

(4)情報調査部(水内理事)

- 10月24日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第3回運営会議
- 11月7日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第4回運営会議
- 11月13日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第5回運営会議
- 〃 委員会
- 11月17日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会

(5)広報部(木村理事)

- 11月1日 委員会
- 11月8日 「8020」いい歯の表彰式・グランドビューティフル歯ツシヨン認定式
- 11月10-11日 第22回日本歯科医学会総会取材
- 11月13日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第5回運営会議
- 11月17日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会
- 11月27日 FMちゅーピー収録(妹尾博文・山本亮・本山智得・出崎義規)

FMちゅーピー(新聞掲載)

- 10月29日 歯周病は全身の病気に悪影響 福島 整(広島市)
- 11月5日 歯周病ってなあに 中村隆一(広島市)
- 11月12日 歯の健康の曲がり角 田中千香子(広島市)
- 11月19日 あなたは大丈夫?歯周病 岸 民祐(広島市)
- 11月26日 広島市8020達成者に聞く 進藤典久(広島市)

(6)広島市歯科医師会ホームページについて 広報部

だより11月号アップ・FMちゅーピー更新・会員向け各支部コーナー

情報調査部

Talking Heads<最新情報> 更新件数 58件(10/25~11/25)

(7)学校歯科保健のあり方検討委員会

- 10月29日 第6回学校歯科保健のあり方検討委員会
- 11月26日 第7回学校歯科保健のあり方検討委員会

(8)特別委員会

(9)救急蘇生委員会

(10)苦情相談

- 11月2日 相談 前歯の保険治療について (60~70歳代女性)
- 11月22日 苦情 インプラント後の痺れについて (70歳代女性)

4. 協議事項

- (1)入会関係について
 - 西区支部 豊田真仁先生の入会について承認
 - 中区支部新規開業情報について報告。
- (2)広島市歯科医師会だよりについて 内容等について協議
- (3)クリスマスパーティーについて 申込み状況報告、料理内容・進行について協議
- (4)その他 定時総会・新年互礼会等について協議

5. その他

特になし

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事木村太言までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 木村太言 E-Mail: tagon@ms2.megaegg.ne.jp